

令和4年4月行政組織改正について

1. 改正方針

- ・「多様で柔軟な働き方」の実現と「良好な職場環境」の創出を図り、職員の働き方改革につなげるため、少人数係の見直し等を行う。
- ・次世代産業に関する事務等の所管部署を明確化し、本市が次世代産業の推進に積極的に取り組んで行く姿勢を市内外に示すため、組織名称を改正する。

2. 組織改正（概要）

- ・総務部総務課庶務係と統計調査係を統合し、「庶務係」とする。また、庶務係より「庁舎の維持管理」「庁内の案内及び取り締り」「市役所消防計画」に関する事務等を資産管理課管財係へ移管する。
- ・総務部契約検査課契約係と工事検査係を廃止（統合）し、「契約検査係」を新設する。
- ・地域活性化営業部シティプロモーション課にぎわい創出係より「中心市街地の活性化に係る企画及び調整」に関する事務等を都市整備課都市整備係へ移管する。
- ・地域活性化営業部企業立地推進課企業立地係を、「企業立地・次世代産業推進課企業立地・次世代産業係」に名称変更し、「次世代産業」に関する事務等を所管する。
- ・建設部用地課庶務係と用地係を統合し、「用地係」とする。
- ・上下水道部上下水道業務課給水係と収納係を統合し、「給水係」とする。

3. 組織の増減

4係減の14部67課3市民センター（支所）148係となる。